

重量物の運搬作業等に係るヒアリング結果の概要

資料 2-3

(実施期間 H23.1.18~2.1)

	重量物の運搬等身体への負荷の大きな業務の概要	機械化の進展、作業内容の変化等	女性労働者、妊産婦の就業状況	母性への悪影響の発生状況
引越し事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般にダンボールは、重いものでも1個20kg程度。殆どの場合、顧客が荷詰めする。 ・最も重い荷は家具や家電製品。これらは複数の労働者で運ぶ。 ・荷の搬出、搬入はそれぞれ通常半日程度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅ではエレベータで荷を昇降させるが、戸建て、エレベーターの無い集合住宅等においては人力による。(ハシゴ式の荷揚げ機が使用できる建物は少ない) ・梱包資材は変化しているが、重量物運搬等に係る作業環境について、近年大きな変化はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引越し業務に従事している女性労働者は少ない。お任せパックの荷詰めに女性が多く就いているが、荷の搬送に従事することは少ない。 ・都市部では、3、4月の繁忙期に若い女性がアルバイトとして引越し業務に就くこともある。 ・妊産婦はもとより、そもそも女性労働者に20kgを超えるような重いものを運搬させていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生は確認されていない
コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> ・運送部門から納品された商品は店内の所定の位置に置かれ、店員はこれらを検品し棚に陳列する作業を行う。 ・店員が取り扱う荷は、最も重いものでも20kg以下(2Lペットボトル8本入りケース) ・冷蔵室(6℃前後)に立ち入って陳列を行う。 ・代表的な勤務時間は6~8時間。休憩時間を除けば、通常は立ち歩きの作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・重量物運搬作業等に係る作業内容、作業環境については特に変化なし。(検品、陳列、レジ、伝票整理、清掃など多様な業務を行っている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・殆どの店舗がフランチャイズであり、請負主に15人~20人のアルバイトが雇用されている。 ・都心部は若い女性の学生アルバイト・フリーター等が多く、郊外店では中高年の主婦等が多い傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生は確認されていない
介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子からベッドへの移乗、入浴等について、人力のみによる介助がひろく行われている(介護労働者への身体負荷は介護職の技能により増減する) ・介護対象者の状況に応じ、複数の介助職による介助が行われている。 ・食事介助、業務記録等の一部の作業を除けば、通常は立ち歩きの作業。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助機器について、スライディングボードは普及しているが、電動リフト等の利用は普及していない。 ・介助法(ボディ・メカニクス)の技術が進歩し続けており、ベテランの有資格者についても、実技の再訓練が必要。 ・腰痛予防ベルトの着用が普及している 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職の半分以上が女性労働者である。そのうち40歳未満の女性が5割~8割を占める。 ・妊娠を職場に報告した女性は移乗介助・入浴介助に就けず、食事介助、記録等のみに就けている施設がある。他方、本人からの申し出がない限り、母性保護上の措置を特に講じていない施設もある。 ・以前は、妊娠した女性介護職の多くが退職していたが、近年は育児休業のあと復職している者が増えつつある 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性労働者の子宮脱、子宮下垂、切迫早産、切迫流産等の発生は確認されていない